

## 総務委員会会議録

平成21年5月29日(金)

(開 会) 10:28

(閉 会) 11:20

### ○ 委員長

ただ今から、総務委員会を開会いたします。

「議案第72号 平成21年6月に支給する飯塚市職員等の期末手当等の支給の特例に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○ 人事課長

議案第72号につきまして、ご説明をいたします。議案書の1ページをご覧ください。

今回の条例は本年6月に支給いたします期末手当、及び勤勉手当に適用する支給率を暫定的に定めるため、ご提案するものでございますが、その内容は5月1日に出されました人事院勧告に準じたものとしております。具体的には本年6月の支給に限り、一般職員の現行の期末手当支給率140/100を125/100に、勤勉手当支給率75/100を70/100とするものでございます。また再任用職員につきましては、現行の期末手当支給率75/100を70/100に、勤勉手当支給率は35/100を30/100とするものでございます。同様に国の指定職に準じまして、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、及び飯塚市議会議員の皆様には期末手当支給率160/100を145/100とするものでございます。

議案書のほうには、第1条には飯塚市議会の議員に、第2条には市長及び副市長に、第3条には上下水道事業管理者に、また第4条には教育長に、それぞれ適用する期末手当の支給率を先ほどの説明のとおり規定しております。第5条におきまして職員に適用いたします期末手当、勤勉手当の支給率、これも同様に規定をしているものでございます。以上で説明を終わります。

### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

### ○ 川上委員

1条から5条までありますが、この措置によって具体的に金額としてはいくらの削減になるか、お尋ねをします。

### ○ 人事課長

ただ今説明いたしました支給率によりまして、現在本則のほうで定めております支給率との差額でございますが、職員で試算をいたしますと、これもトータルでございますけれども、約7,700万円ほどマイナスということございまして、平均的な数値でございますけれども、減額率ということで表現をさせていただきますと、1人あたり9.33%というような数字で見込んでおります。また先ほど申し上げました特別職の分でございますが、この影響というものを試算いたしますと、減額率につきましては全ての職におきまして9.38%の減額ということになりまして、トータルいたしますと、議員、特別職、一般職トータルで8,100万円ほど減少するというふうに試算をしているところでございます。

### ○ 川上委員

市長と副市長、上下水道事業管理者、教育長、それから議長、副議長、その他の市会議員について、この条例のとおり削減したとして、支給額はいくらになるかお尋ねします。

### ○ 人事課長

個別にということでございます、減額率だけ概数でご報告をさせていただきますと、市長が16万5千円、副市長が14万2千円、教育長が12万4千円、上下水道事業管理者が12万2千円程度の減額ということになります。また、議長におかれましては10万8千円、副議長

におかれまして9万3千円、議員の皆様につきましては8万6千円程度の減額というふうに試算をしているところでございます。

○ 川上委員

それは分かるんだけど、減額した後に支給額はいくらになるかということをお尋ねしてるんですね。

○ 人事課長

人勧後の分でございますが、市長が160万円、副市長が137万円、教育長が120万円、水道事業管理者が118万円、そして議会のほうでございますが、議長が104万4千円、副議長が89万9千円、議員が83万3千円というふうになっております。

○ 川上委員

市の職員については平均で7万7千円の削減ということなんですが、市長、先だって更なる行革の取り組みについてですね、職員を集めた折にかなり強い語気で決意を表明されたようですが、一体、齊藤市長が就任されて以降の市職員の仕事ぶりといいましょうか、仕事についてはどのように評価されていますか。

○ 市長

職員の動きといえますか、私は朝のあいさつ、それから市民からの話、この近辺の環境の整備の清掃、そういうものを含めて見ますと、合併したすぐに比べれば、数段の改善をされて努力をさせていただいてると思います。

先日行いました行財政改革に対する話というのは、タウンミーティング、またランチミーティング、またその他のいろいろな会合に私が出席した中で、まだまだ旧市、旧町の皆さんが合併しない方がよかったという意見が出てるけれども、その時に旧市、旧町の、広報といえますかね、なぜ合併しなければならなかったのかということ、どのように伝えましたか。そしてそれを、あなた達職員の皆さんがどうご理解されてましたかというのが、私のあの時のポイントでございまして、そしてそういうことを理解していただかないと、協働のまちであり、またこれだけ皆さんの生活にいろいろご負担をかけていることに対するご理解が得られないんじゃないか。そういう意味で、もっともっとそういうふうなことを皆さんも知っておいてほしいし、また問い合わせがあったときには、そういう話を自分も理解して、今なぜ合併しなければならなかったかということの話をさせていただきたいというのがポイントでございまして、職員の業務態度等については、私は非常に改善されていると、質問者の質問される内容に関しては、させていただいてるというふうに理解しています。

○ 川上委員

これについての議論はまた別の機会にしたいと思うんですが、市長のご答弁では市の職員は合併後、一生懸命頑張っているという評価なんですね。ところが、その頑張っている市職員の収入は、この数年、まあ合併後といってもいいですけども、相当な落ち込みなんですね。その落ち込みのうえにですね、先だっては昼休みを15分カットするということを提案されて、議会は認めたわけですけども、共産党は反対しました。それから本庁敷地内に駐車する職員からは、駐車料として3,000円を給料から天引きするということもされました。一部、私の目から見ればサービス残業かなと思うような状況もあるわけです。早出というのものもあるでしょうし。そういう状況の中で、さらに平均でも一人当たり7万7千の減額ということになると、市職員の生活に大きな打撃になるのでないかと思うんですけども、市長はそれについてはどういうお考えですか。

○ 総務部長

今回の凍結の関係での影響ということでございますので、お答えをさせていただきますが、今回の人勧につきましては、先ほど人事課長が説明いたしましたとおり、世界的な不況の関係

で、全体的な賃金レベルが下がっておるという中で人勧が出されたと。私どもも地方公務員法14条、それから24条等で当然、情勢適用の原則等々ですね、周りの情勢に合わせて給与を支払うべきだというのが規定をされております。そういった中で、私どもだけが、全体的な企業が不況の中で従来と同じような形ではいけないということで、今回の提案という形となっておりますので、もともと私どもは人事院勧告、これを尊重する中で給与改定を行ってまいりました。そういうところで、ご理解のほどお願いいたします。

○ 川上委員

人事院の臨時勧告については、後ほどお尋ねします、それに対する認識については、今、私がお聞きしているのは、今度の条例改正によって市職員に相当大きな打撃を与えることになると思うが、市長はどういうお考えかと、ご認識かと、認識を聞いたのです。

○ 総務部長

当然、減れば生活は厳しくなるのは自明の理でございますが、そういった形での答弁になるかと思えます。

○ 川上委員

最高責任者の市長のご認識がどうかということが一番大事と思うんですね。自分が提案して議会にはかかってもらっていることが、市職員の生活をどのくらい脅かすのか、打撃を与えるのかということを知って提案しているのか、知らないで提案しているのかというのは、だいぶ違うと思うんですが、どうですか。

○ 市長

総務部長が答弁したのと同じ内容でございます。

○ 川上委員

私は、自治体労働者が、労働者としての権利の側面と同時に、全体の奉仕者という側面がありますので、その給与については、労働力の対価が支払われると同時にその額については、納税者、国民、住民がね、共感を得るべきものであるというのは、当然だと思います。同時に今、公務員が7万7千円、まあ平均でカットになるというけれども、民間ももっと厳しいぞという声もあります。そこで我々がどう考えなければならないかということだと思えますよ。政府が何のために評判の悪い定額給付金を出したのかね。これは個人消費を伸ばしたいという思いからでしょう。評判は非常に悪いです。アメリカの経済学者は、経済対策としては0点だというふうにも麻生首相に直言してましたね。そういうことがあるんだけど、考え方としては、個人消費を伸ばすことが重要なんです。それは、民間部門でも公的部門でも同じなんです。で、むしろ総崩れといってもいいぐらいの民間部門の収入の大崩れをね、国、地方公共団体含めてね、社会的に総支えしてくということが、今、問われているわけですよ。今度の補正予算には何の反映もないけれども、そのことには関心を示さないで、総崩れしている民間に横並びでいけという発想の今回のやり方というのは、逆立ちしているのではないかと。私は市長には、認識としては、民間部門でも公務の部門でも個人消費を伸ばすことができるように対応すべきだと思えますよ。これについて市長はどうお考えですか。

○ 人事課長

経済緊急対策との関わり方でのご質問でございますが、私どもの考え方を述べさせていただきますと、人事院勧告、これにつきましても今回の場合は臨時的に出されたものでございまして、当然今年につきましても8月に正式に、現在の経済情勢を反映した中で、昨年から今日に至るまでの期間をみてのことでございまして、人事院勧告が出されるものと認識しております。その内容は、現在の状況が好転することがない限り、今回の凍結を上回る内容となることが予想されるところでございます。また、今年度の人事院勧告がマイナス勧告であれば、当然それを反映した国家公務員給与改定が行われまして、地方交付税の単位費用の算定におきましても、

減額ということが想定されます。財政的に歳入が好転するような見込みのない限り、支給率を維持あるいは引き上げることは、将来的に交付税が減額された場合、住民負担を増やす結果となりかねませんので、なにとぞご理解のほうをお願いしたいと思っております。

○ 川上委員

冬にはもっと大幅な削減をすることになるだろうという、大変な想定を述べられたわけだけれど、人事院勧告についてです。人事院勧告は、通常、この時期に行われませんか。今度は極めて異例なことだと思うんです。どうしてこういう異例なことが行われたかについてはいろいろ報道もあるとおりになんです、具体的に、通常は夏のボーナスについては、人事院はどういう調査をやってどういうふうに勧告するのか。で、今回はどのようにやったのか、説明を求めます。

○ 人事課長

先ほども少し触れさせていただきましたが、いわゆる特別手当というような位置づけで人事院勧告の内容には盛り込んでおりますけれども、昨年8月から勧告が行われます前月の7月まで、この1年間に民間ベースで支給されます特別手当、この分の額を調査し、その年の期末勤勉の手当ての率に反映をするという手法が従来の人事院勧告の方法でございます。

また今回の分、先ほど申し上げましたように臨時的に出されました背景と申しますのが、本年の民間企業の春季賃金改定期、概ね4月でございますけれども、この時点における夏季一時金の決定状況、これが昨年末以来の金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴いまして、公表された民間労使の資料に基づくと大幅な減少になっている、とりわけ製造業の部分で対前年比、非常な減少となっているという状況が見られたために、緊急調査ということで4月に調査を行いまして、今回の勧告に繋がったということでございます。

また、勧告を出した趣旨でございますが、可能な限り、やはり民間の状況を公務に反映することが望ましいと、また8月の勧告を待って12月期に1年分を清算するとなりますと大きな減額となる可能性がございますことから、6月の一時金の支給について暫定的に凍結するというような措置を講じようというようなことが勧告の趣旨ということでございます。

○ 川上委員

人事院が長い下り階段の、冬までの長い下り階段、急速な下り階段の途中、夏のボーナスで踊り場を作っておこうというふうに思ったかどうかは知りません。しかし、人事院は4月に緊急の、今言われた臨時調査を行ったでしょ。この段階で人事院は政府の財政、この部門の縮減政策に屈服したと私は思うんです。それで、これもこの間続いてきていた人事院制度の空洞化がここで極まったと思うわけですけども、通常は、今の答弁には無かったけど、その年の7月までの一年間の民間給与実態調査に基づいてやるといわれたでしょ。そのときの調査対象は1万1千企業ですよ。今度は緊急ということで、2,700社に、通常1万1千に対面調査なんです、行って聞くんです。今度は2,700、郵送調査です。従ってサンプル数が極めて少ないんです。その少ないサンプルの中でボーナスを決定した企業というのは1割だったんです。だから、その数字をもってこの人事院勧告したというのは極めて、手法においても中身においてもずさんと言わざるを得ないわけです。これについては報道がありましたけれども、人事院の総裁、谷さんが国会の衆議院の総務委員会で、全体を反映したかといえばそうではないというふうに答弁したほどなんです。先ほどあなた方は、よそもそうだから飯塚もするんだみたいなことを言われましたけれども、福岡県は据え置きをしていますね、人事委員会は。これについてはあなた方は研究をどのように行いましたか。

○ 人事課長

福岡県の人事委員会が勧告を見送ったということについては情報として入手しておりますが、その内容については具体的に人事委員会のほうには問合せしていません。ただ、人事委員会と

いいですか、福岡県の人事担当部局としては、要は人事院勧告の内容については今回の6月期の期末勤勉手当には反映しないということを決定されたようでございます。その理由といたしましては、いわゆる福岡県の人事委員会の勧告が無かったためというようなことで聞き及んでおります。

○ 川上委員

人事課が職員の家庭にそういう大きな打撃を与えることを考えようとするときに、福岡県のとった措置について情報は得ているけれども検討していないだとか、研究していないだとかいうことは私は言語道断と思うんです。研究したんですか。答弁を求めます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:50

再開 10:50

委員会を再開します。

○ 人事課長

研究したかという質問ですが、先ほど申し上げましたように、人事委員会としてこの分につきましては何ら勧告が出されていないという状況でございます。でございますので、人事委員会の勧告が出されれば、その内容については研究の必要があると思いますが、出されていないので、人事委員会がどのように判断をされたかということについては、私どもは承知しておりません。

○ 川上委員

先ほどあなたは、均衡性のことを言われましたね、部長、横並びのことを言われました。福岡県がどういうふうに言ってるかということ、これは福岡県だけじゃないですよ、山口でもそうですよ、こう言ってるんです。支給額を決定している県内企業数が少なく十分な判断材料が無い、これ人事院勧告の中身でもあるんですよ、調査の。で、6月に行わなかった減額分は12月分に反映させることが可能だ、正確な情報が出揃ってから判断したかったというふうに言われてるじゃないですか。あなた方はこういうふうに言ってることについては承知してるはずで、報道だから。これについて研究しなかった、こういうことも研究しないで市職員に、一人平均で7万7千円もの減額を押し付けていくという提案をしているわけです。

で、一方ですね、この条例案を見ますと、なぜかと思うことがあるんです。いいですか、市長、1条2条3条4条までは、チェック機関と執行機関の違いはあるけれども、市政の運営全般に責任を負う立場の特別職です。ところが5条は、その執行権に従って仕事をしている市職員に関することなんです。どうしてこれが一本の条例で出てくるのか。くくり方として不自然です。それぞれに出してもいいわけです、議員、監視機関としての特別職である議員、五つバラバラでもいいし、まとめるとしても5条は別にしてしかるべきなんです。この1から5までを一括して条例案とした理由をお尋ねします。

○ 人事課長

ただ今ご質問者の言われるとおり、それぞれに出すという手法も当然でございますけれども、今回の場合、先ほど申し上げましたように、本則を変えるということではございませんで、暫定的に6月期の支給について凍結するという措置でございますので、一括して上程をさせていただいております。

○ 川上委員

理由にならないと思います。性質の違う問題を、あなた方の事務処理がしやすいかどうか分かりませんが、そういう感じでまとめたというのはおかしい。そもそも、人勸を云々する立場からは少し離れるかもしれないけど、市民の感覚から言えば先ほど述べられた市長の夏の

ボーナス160万円、減額しても160万円、それから副市長が138万円、議員だって百万円近いですよ、削っても。この執行機関と行政機関の監視機関がそれぞれの緊張関係を持ちながら今の市政を作っているんだけど、そういう状況から言えば、市民の今の感情から言えば、もっと減らしてもいいという感情も当然あると思います。あなた方お聞きになったことあるでしょう。だから人事院勧告の範囲内であなた方は、一時凍結とか言うけど、削減をここに留めるということになるわけじゃないですか。だから私は、責任ある職責の特別職と、そうでない、基本的には指示に基づいて仕事をする人たちが同じ条例案で一括して扱われるというのは不適當だと思いますけど、どうでしょう。

○ 総務部長

特別職と職員と意味合いが違うというご意見ですが、今回一括で条例化しましたのは、先ほど人事課長が申しましたが、あくまでも6月期での暫定的な凍結ということですので、そういった意味では全ての条例の変更点、これは同じでございます。ですから、一本という形で条例を提案させていただいたということでございます。

○ 川上委員

市長、この人勤に準拠することになっているんだけど、これによって7千万、8千万のお金が浮いてくるということになるわけですね。12月になれば、もっと予算から比べれば浮くかもしれない。相当な額が浮いてくるでしょ。これだけでも1億5千万くらい浮く計算でしょ。このお金、何に使いますか。

○ 総務部長

今、単純な話として、職員給与については減額と、総額としてはですね、なります。ただ当然、職員給与、これについては交付税の算定基礎の中に含まれておりますので、交付税の支給額、これについての見直しが想定をされております。ですから、財政部局とも協議いたすわけでございますけど、私どもの懐が潤うということにはダイレクトにはならないというふうに考えております。

○ 川上委員

そのところ、もう少し聞かせて下さい。これによってですね、財政効果はどうなるのか試算しているでしょ。どうですか。

○ 財務部長

先ほど総務部長が申しましたように、交付税の反映については、現時点ではどこの時点で反映されるかということは、詳細には把握いたしておりませんが、それで、まず税のほうから見ますと、昨年度の予算、本年度の予算、その分については、景気の減退ということで、市民税の減、これは個人市民税も法人市民税も減収いたしております。これが、今後も続いていくだろうと、こういう景気が続けば、続いていくだろうという判断をいたしております。これは、個人市民税が減るということは、個人の皆様の収入が減ってきておるということで、公務員だけがそのまま従前の額でいくということにはならないというふうに考えておりますので、そこで、財源が浮くという形には将来的にはならないというふうに考えております。

○ 川上委員

そうするとですね、どういうことが見えてくるかということ、市職員は打撃を与えられて苦しみ、地域経済に対してどういう影響があるのかということ、来るべきお金が来ないということになるわけですね。ですから、二重に私は地元の経済に対する影響が来ると、大きくなると思うんです。本日付けの西日本新聞が、齊藤市政は、財政再建を本当にやる気があるのかと言わんばかりの記事を書きましたね。鯉田工業団地のことですよ。こういう時期に工事を進めているわけだけでも、という指摘の記事だと私は思いました。ストレート性には欠けたかもしれませんが、私はね、そういう時に無駄使いにメスを入れて、住民と市職員を大事にする、そして、自

治体らしい、住民の福祉を図る自治体らしい自治体を作っていくということにはならない、この5条は。そう思いますので、そのことを指摘して質問を終わります。

○ 委員長

ほかに、質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は、「議案第72号 平成21年6月に支給する飯塚市職員等の期末手当等の支給の特例に関する条例案」について、反対をいたします。基本的には、1条、2条、3条、4条は認めるものです。しかし5条は、公務員の立場を守って奮闘している市職員の生活に打撃を与えるとともに、地域経済にもマイナスの影響を与えることが明らかであって、私は、この5条の撤回を求めるものであります。以上です。

○ 委員長

ほかに、討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第72号 平成21年6月に支給する飯塚市職員等の期末手当等の支給の特例に関する条例」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手を願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、「議案73号 専決処分の承認(平成20年度一般会計補正予算(第6号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 財政課長

議案73号、平成20年度一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものであります。

配付いたしております「平成20年度一般会計・特別会計補正予算資料」をお願いいたします。1ページをお開き下さい。今回の補正は、表の下に記載しておりますように、地方交付税、市債等の確定に伴い補正を行うものですが、歳入予算内での増減による補正のため、予算総額の変更はございません。2ページの補正予算の概要について、ご説明いたします。一般会計の歳入で、利子割交付金等各交付金、地方交付税の特別交付税及び市債の額がそれぞれ確定いたしましたことにより補正を行い、財政調整基金の繰入金を減額することで財源調整をいたしております。以上、簡単ですが、専決処分による補正予算の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

8ページの地方交付税の特別交付税、3億円余の増額補正となっております。この数字の根拠をお尋ねします。

○ 財政課長

特別交付税の算定につきましては、算定の中身は普通交付税と異なりまして、中身が明らかになっておりません。3億円増額になった中身については、私どものほうでは承知をいたしております。

○ 川上委員

総務省に、なぜ3億円なのかというのを聞かないんですか。

○ 財政課長

総務省のほうにお尋ねはいたしておりませんが、総務省のほうから全国的な、対前年度の伸び率ということで通知は参っております。全国的には市町村分で対前年度比で1.3%、福岡県では平均で2.8%の増額になったというふうに通知が参っております。中身については、先ほど申しましたように、私どものほうでは承知をいたしておりません。

○ 川上委員

なぜ増額になったのか、なぜ2.8%なのか、関心がない、調べてないですか。

○ 財政課長

増額になった主な理由としまして、私どもで推測しておりますのは、平成20年度におきまして全国的に大規模な災害がありませんでしたので、そういった特別な財政出動が国のほうでなかったことにより、配分額が全国的に増加になったというふうに推測いたしております。

○ 川上委員

あなた方は、ごみ袋、大きい袋を、500を450に小さくして、525円を735円に上げて、6月1日まで黄色い袋が残ったら差額シールまで貼らせるわけでしょ、購入させて、市民に。中・小の袋は、大きさは変わらないけど薄くするわけでしょ。0.0何ミリというところで、あなた方は仕様書を作ってるわけですよ。ごみ袋は今年も市民負担をお願いする枠は1億3千万円でしょ。で、コークスが入札かけたら半額になったので、1億5千万円計上してるけど、7千5百万円で済むんでしょ。7千5百万円浮くわけです、コークス代だけでも。

学校給食費でも、先ほど本会議で楡井議員が60円・30円の話もされましたね、食材であるかないか、と。1,820万円ですよ、それだけでも。そういうことを市民には押し付けてるわけです。そうしておいて、国から来るお金は3億円、もらったらもらったきり。なぜ増えるのか聞かない。なぜこの数字であるのかも聞かない。推測しています。こんなアバウトな仕事でいいんですか、市長。

○ 財務部長

この特別交付税につきましては、普通交付税と違いまして、普通交付税に算定されなかったものとか、特別な財政需要があるというようなことで特別交付税が設けられたものでございまして、この分につきましては過去の例を申しますと、合併した時に合併需要があるから特別に加算するとか、災害があった時に特別に加算するとか、そういう部分がありまして、その部分を国のほうに、一応、需要額があるということを申請といいますか、調査を出しましても、その額がそのままストレートに来るわけではございませんし、また、その需要額がなかった翌年については、またその額がストレートに減額されるというようなことではなくて、ある程度の加算はあるということでございまして、財政課長が申しましたように、はっきりした明確な積算根拠がない中で、毎年の特別交付税が決定されてきておりますので、先ほど申しましたように全国的な災害が少ない時には各自治体に配分される額が多くなるということになっております。それと、あと一つは、平成19年と20年を見たときには、平成19年の時には、本市も含めてでございますが、合併をした翌年ということもありまして合併加算ということが想定されまして、前年度より大きくなったということで、平成20年度につきましては、本市におきましては合併の加算の分が減額されるであろうというような判断のもとでの当初予算を計上いたしまして、当初予算と実際の交付された額を比較しますと3億円強の決定額というふうな結果となっております。

○ 川上委員

いろいろ言われたけれども、なぜこの3億円が国からもらえたかよくわからない、確認する意思もない、と。非常に不透明なお金に来てるわけですよ。わからないお金が。

それで、国のほうは、この中で新型インフルエンザ対策をやってくれと、最近言い始めまし

たね。そういうことについては、どういうふうに理解されてますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:10

再開 11:11

○ 財務部長

質問者が申されますように、インフルエンザ対策ということで言われておりますけど、今、予算を計上させていただいておりますのは平成20年度の方でございます。で、3月に交付されたものでございますので、その分は入っていないというふうに判断いたしております。

○ 川上委員

昨年の分のお金だから、新型インフルエンザ対策はこの中に入っていないというふうに言われてるんですね。間違いないですか。

○ 財務部長

その辺、ちょっと詳細には把握しておりません。現在、新型インフルエンザの財政需要については、自治体で財政需要があった時には、今後、特別交付税で算入されるものだというふうに判断いたしております。

○ 川上委員

次の交付税措置の時期は12月でしょう。補正に入るのは2月じゃないですか。違いますか。

○ 財務部長

特別交付税の交付につきましては、質問者が申されますように12月と3月でございます。それで、それまでに財政需要がある分につきましては、その時点時点で調査がありますので、交付についてはそうでございますけど、反映についてはその時点時点で反映されていくと判断いたしております。

○ 川上委員

それは交付税が実際に来るまでは市の単独の財政で措置をしていくということですね。それで、そうなってくるとこの3億円はもう交付税でもらったんだから、市の単独施策の財源となるでしょう。そうすると、新型インフルエンザ対策等に使うという場合は、基金に繰り入れると、そこから必要な場合、取り崩して新型インフルエンザ対策に使えますか。

○ 財政課長

今回は、基金に繰り入れるということではありませんで、特別交付税で増額になりましたので、財政調整基金で財源の調整をさせていただいておるという補正予算でございます。

○ 川上委員

バランスシート的に見れば、この3億円が基金にいくのは明らかじゃないですか。だから、その基金の中から必要な場合、先ほど言われた、新型インフルエンザと私は言ったけど災害でもいいですよ、起こらないほうがもちろんいいんだけど、そういう時に単独で手当する時に使えるかと聞いておるんです。

○ 財政課長

一般財源として交付されますので、そういった飯塚市の単独の財政需要に使えます。

○ 川上委員

基金に事実上繰り入れることを認められたわけですね。それで、市債についてなんですが、旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業債が5,070万円増額になっております。当初予算の何倍にもなっておるわけですが、これはどういう事情か説明を求めます。

○ 財政課長

旧特開の今回の起債の補正につきましては、本来分の起債のほかに財源対策債が措置されま

したことによりまして、今回増額の補正をさせていただいております。

○ 川上委員

今年度の事業規模は全体としてどのくらいですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 17

再開 11 : 17

委員会を再開いたします。

○ 財政課長

平成20年度の事業規模ですが、補助基本額で1億6,913万3千円でございます。

○ 川上委員

1億6千万、それが補助する分ですね。だから総額でいくらになるか。

○ 財政課長

総額では、1億9,236万円でございます。

○ 川上委員

この措置によって、この事業規模が変わる、拡大することが想定されてますか。

○ 財政課長

事業費の変更はございません。新たに財源対策債の措置がされたことによりまして補正をさせていただいております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第73号 専決処分の承認（平成20年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」については、承認することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。